

# 海洋分野 規制改革検討リスト（成長戦略上の課題リスト）

分野	項目	制度の現状	成長戦略上の課題	関係法令	関係省庁
港湾力の発揮	港内における45fコンテナ積載車両の通行	今後、45fコンテナの利用が普及する場合、埠頭間の横持ち輸送（コンテナターミナルから倉庫への輸送など）において、一般道路を通行することになるが、一般道路を通行できる45fコンテナ対応車両が国内に存在しない。	今後、45fコンテナの利用が普及する場合、道路法、道路運送車両法等の法趣旨に沿って安全に走行できる車両の開発及び手続きの円滑な運用等が必要となる。	運用・実務上の問題	—
港湾力の発揮	入港時の手続きの迅速化・円滑化	出入国管理及び難民認定法に基づき、外国人の上陸者は、一部の者を除き、入国審査官に対して電磁的方式による個人識別情報（指紋、写真等）を提供し、入国審査を受ける等の手続きを要する。	外航クルーズ船の入港時における手続きに多くの時間を要し、クルーズ客の寄港時における滞在時間が短縮されることにより、乗船客の不満感やクルーズ商品の価値低下をもたらし、我が国へのクルーズ船誘致の阻害要因となっている。	入国管理法	法務省
港湾力の発揮	夜間入出港制限の緩和	平成17年の港則法改正により、夜間入出港の規制は廃止されたものの、夜間入出港の安全性が十分に確保されていないため、制約を受けている港湾もある。	気象海象情報の提供や、視程の確保対策など安全性向上を図ると共に、水先人、港湾管理者等関係者において検討を行う必要がある。	なし	—
港湾力の発揮	クルーズ船の入国審査手続きの緩和及びCIQ体制の充実	クルーズ船の入港や旅客の入国には、入港時の体温測定、セカンドポート（長崎～上海～那覇というルートでは那覇がセカンドポート）での同一手続き、屋久島・奄美大島等臨時出入国港指定申請（不開港）等の各種手続きを要する。 また、入国管理官の前港先乗り又は港外乗船が限定的である。	クルーズ振興の課題となっている。	体温測定： 確認中 セカンドポート： 入国管理法 不開港： 関税法	財務省 法務省 厚生労働省
港湾力の発揮	大型船の出入港及び航行に係わる規制緩和	大型船舶の瀬戸内海夜間航行規制、1L、2L規制（航路は船の全長分必要、回頭水域は船の全長×2必要という規制）、タグボートの使用基準等、船舶の出入港及び航行に係わる各種規制が存在する。	クルーズ振興の課題となっている。	瀬戸内海： 海上交通安全法 1L、2L規制： なし タグボート使用基準：	—

# 海洋分野 規制改革検討リスト（成長戦略上の課題リスト）

分野	項目	制度の現状	成長戦略上の課題	関係法令	関係省庁
海運力の発揮	日本籍船の増加に向けた船舶検査等に係る手続きの簡素化	船舶は、船舶安全法等に基づく検査・測度・登録を受けることとされている。	検査・測度・登録の受付窓口が複数にまたがる場合があるなど、手続きに煩雑な部分がある。	船舶法 船舶安全法	—
海運力の発揮	日本籍船の増加に向けた船員資格に係る手続きの簡素化	(外国人船員承認関係) 外国の海技資格を有する者を日本船舶に乗り組ませるためには、国土交通大臣が個々の船員の知識及び能力を確認し、承認することとされている。 (船舶料理士関係) 船舶料理士の資格取得について、船長による能力承認等が必要とされている。	(外国人船員承認関係) 航行の安全性を確保しつつ、承認手続きについて、関係者との調整を踏まえて簡素化を進める必要がある。  (船舶料理士関係) 船長による能力承認等の手続きにおいて煩雑な部分がある。	船舶職員及び小型船舶操縦者法  船員法	—
海運力の発揮	日本籍船の増加に向けた電波法に係る検査手続きの簡素化	無線設備は、電波法に基づく無線検査を受けることとされている。	無線検査の内容や手続きに煩雑な部分がある。	電波法 船舶安全法	総務省
海運力の発揮	外航クルーズ客船の船舶検査、救命艇手認定の手続きの簡素化	日本籍外航クルーズ客船の船舶検査において、船用部材の承認等の手続きが必要である。また、救命艇手については、試験及び認定を受ける必要がある。	クルーズ振興の課題となっている。	船舶安全法 船員法	—
海運力の発揮	外航クルーズ客船の外国人部員の配乗職種の拡大	日本籍外航クルーズ客船では、平成3年6月の労使覚書により、サービス業務に従事する部員については外国人の配乗が認められているが、運航業務に従事する部員については外国人の配乗が認められていない。	クルーズ振興の課題となっている。	なし (法令上の規制はないが、労使合意に至っていないため実現せず)	—
海運力の発揮	マルシップ外航客船に係る外国人乗組員の上陸許可期間の延長(30日ルールの見直し)	日本籍外航クルーズ客船の外国人船員に対して、30日を限度とする上陸許可証の発給を受ける。	クルーズ振興の課題となっている。	入国管理法	法務省

## 海洋分野 規制改革検討リスト（成長戦略上の課題リスト）

分野	項目	制度の現状	成長戦略上の課題	関係法令	関係省庁
造船力の強化及び海洋分野への展開	造船所の事業展開に係る柔軟な対応	造船所を海側に拡張するには、公有水面埋立法に基づく免許が必要とされている。また、瀬戸内地域は瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特別の配慮が求められている。	造船所の拡張に伴う公有水面埋立免許の取得に係る調整が困難となっている。また、瀬戸内地域では、瀬戸内海環境保全特別措置法ができてから特に厳しい。	公有水面埋立法 瀬戸内海環境保全特別措置法	環境省

## 観光分野 規制改革検討リスト（成長戦略上の課題リスト）

分野	項目	制度の現状	成長戦略上の課題	関係法令	関係省庁
創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等	着地型観光に即した旅行業規制【大社】	体験交流型プログラムを実施する者が、当該プログラム参加者が利用する交通機関や宿泊施設の手配までを行う場合には旅行業の登録が必要。	多様なサービスを伴う着地型観光について、現行の旅行業法の枠組みでは必ずしも捉えられなくなっている。	旅行業法	観光庁
創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等	通訳案内士制度の見直し【大社】	報酬を得て通訳案内を業として行う通訳案内士になるには、観光庁長官が実施する「通訳案内士試験」に合格して、都道府県に登録する必要がある。	通訳案内士制度については、訪日外国人の旅行ニーズの多様化や近隣アジア圏からの旅行者の急増等の環境変化に対応していくため、有償ガイドを通訳案内士以外にも認めることについて検討を進めていく必要がある。	通訳案内士法	観光庁
創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等	川の護岸や人道橋における景観【星野】	河川法上、河川管理者が地域の実情に応じて河川整備基本方針・河川整備計画を策定することとされている。	温泉街等の雰囲気と合わない大規模な護岸や橋梁等の河川構造物が景観を損ねている場合がある。	河川法	国土交通省
創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等	都市計画制度における開発行為の制限【大上、星野】	都市計画法上、市街化調整区域において開発行為を行うには、都道府県知事の許可が必要。	都市計画法上、市街化調整区域に区分された場合、自然あふれる山の中などニーズに合った場所に宿泊施設やリゾート施設を建造できない。	都市計画法	国土交通省

<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>都市計画公園地区でのホテル施設の長期リース・分譲ができない【大上】</p>	<p>都市計画法上、国の機関、地方公共団体以外の者が都市計画事業を行う場合には、都道府県知事の認可が必要。</p>	<p>都市計画公園区域において、ホテルの部屋の長期リースや分譲ができないことは経営の柔軟性を欠く。</p>	<p>都市計画法</p>	<p>国土交通省</p>
<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>木造建造物の建築基準【星野】</p>	<p>建築基準法上、宿泊施設は特殊建築物あり、階数3階建て以上、延べ床面積3,000㎡超の場合は耐火建築物としなければならない。 また、消防法上、11階以上又は、10階以下で延べ床面積6,000㎡以上の宿泊施設にはスプリンクラーを設置しなければならない。</p>	<p>防火・防災の観点から、排煙の取り方、スプリンクラーの設置、内装制限などが法令により定められているが、これにより、日本的な木造の宿泊施設を建設しにくくなっている。</p>	<p>建築基準法 消防法</p>	<p>国土交通省 総務省</p>
<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>かやぶき屋根に関する建築基準【星野】</p>	<p>建築基準法上、防火地域、準防火地域、22条地域においては、屋根を燃えにくいものとしなければならない。</p>	<p>かやぶき屋根などの日本的な宿泊施設を建設しにくい。</p>	<p>建築基準法 消防法</p>	<p>国土交通省 総務省</p>
<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>宿泊客に対する周遊案内【星野】</p>	<p>他人の需要に応じ、有償で、旅客を運送する事業を行う場合には、道路運送法上の許可が必要。 ただし、宿泊施設等がその宿泊者を対象に行う送迎については、最寄り駅等と宿泊施設の間における輸送であり、生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、その輸送が独立性を有せず、旅客自動車運送事業類似行為とならない場合は、自家輸送の範疇であり許可は不要とされている。</p>	<p>送迎の合間に宿泊客を周遊案内する行為について、運送や態様に応じて、適切に道路運送法を適用する必要がある。</p>	<p>道路運送法</p>	<p>国土交通省</p>

<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>エコツアー等の事業者による参加者輸送【大社】</p>	<p>他人の需要に応じ、有償で、旅客を運送する事業を行う場合には、道路運送法上の許可が必要。</p>	<p>エコツアーなどの事業が、他人の需要に応じ、有償で、旅客を運送する事業に該当する場合は、道路運送法上の許可が必要である。</p>	<p>道路運送法</p>	<p>国土交通省</p>
<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>索道の安全基準【星野】</p>	<p>鉄道事業法第35条の規定により、索道事業者は、国土交通省令で定める技術上の基準に従い、索道施設を維持及び管理しなければならないとされている。</p>	<p>事業者にとって索道の維持コストが負担となっている。</p>	<p>鉄道事業法</p>	<p>国土交通省</p>
<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>筏等に対する安全規制【大社】</p>	<p>筏作り体験で作った筏であっても、6人を超える人の運送の用に供する場合などには、船舶安全法の適用対象となり、船舶検査を受ける必要がある。</p>	<p>船舶安全法の規制を受ける行為については、その旨を事業者に明確に示すとともに、違法行為を続ける悪質事業者に対する取り締まりを強化することが必要。また、エコツアーや体験活動の実態に即した制度的枠組みについても検討する必要がある。</p>	<p>船舶安全法</p>	<p>国土交通省</p>
<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>ヘリコプターの安全基準【星野】</p>	<p>ヘリコプターを含む我が国の航空機に対する耐空証明を行うこと及びその安全基準については、航空法において定められており、当該基準は、国際民間航空条約に則って、欧米と同一の安全基準を採用している。</p>	<p>事業者にとってヘリコプターの維持コストが負担となっている。</p>	<p>航空法</p>	<p>国土交通省</p>
<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>ビル屋上ヘリポートの使用規制【大江】</p>	<p>ヘリコプターを含む航空機は、航空法の設置許可を受けたヘリポートを含む空港等以外の場所において離着陸してはならないこととされている。</p>	<p>都内の多くのビル屋上にヘリポートがあるにもかかわらず、航空法上の許可を受けていないため、災害等の緊急時にしか使用できない。</p>	<p>航空法</p>	<p>国土交通省</p>

## 観光分野 規制改革検討リスト（成長戦略上の課題リスト）

分野	項目	制度の現状	成長戦略上の課題	関係法令	関係省庁
創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等	二人乗り自転車の乗車禁止【大社】	道路交通法上、軽車両の乗車定員については、各都道府県の公安委員会規則で定めることとされている。	現時点では、兵庫県、山形県、長野県の3県について、道路を限定しない公道走行を認めているが、多くの都道府県では限定的にしか認められていない。	道路交通法 条例	警察庁
創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等	展示ブースにおけるスプリンクラーの設置義務【大社】	展示場施設自体にスプリンクラーが設置されていても、その中に建てる仮設ブースに天井があるのであれば、その天井にもスプリンクラーを設置しなければならないこととされている。 ただし、地域においてはスプリンクラーの配置によらずとも放水銃の設置等別の方法でも可とするなど、地域の消防署における解釈が異なる場合がある。	国際会議の誘致に当たり、障壁となりうる。仮設ブースにまでスプリンクラーを設置することとするのは、過重な規制ではないか。	消防法	総務省
創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等	展示ブースにおける手洗設備の設置義務【大社】	展示会等で調理を伴う飲食を提供する店を出す場合、手洗いのためのシンクを設置することが義務付けられている。上下水道でつながっていること、出店ごとに付帯していることなどが必要であり、出展社にとって大きな負担となっている。 ただし、近くに調理場がある場合には可とされるなど、地域によって解釈が異なる場合がある。	国際会議の誘致に当たり、障壁となりうる。出店ごとにシンクを設置することとするのは、過重な規制ではないか。	食品衛生法 条例	厚生労働省
創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等	露天風呂における洗い場の設置【星野】	公衆浴場における衛生等管理要領（厚生省生活衛生局長通知）に基づき、保健所の指導がなされている。	左記要領において、屋外に設置される露天風呂には衛生上の観点から洗い場を設けないこととされている。	公衆浴場における衛生等管理要領（厚生省生活衛生局長通知）	厚生労働省

<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>混浴風呂の設置【星野】</p>	<p>公衆浴場法上、各都道府県の条例で地方公共団体が制定する条例により、混浴風呂の設置が禁止されている場合がある。</p>	<p>都道府県によっては、混浴の公衆浴場の設置が禁止されているところがある。</p>	<p>公衆浴場法 条例</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>農業体験における収穫物の扱い【大社】</p>	<p>農業体験で収穫した野菜を料理して有償で提供するためには、食品衛生法上の許可を取得することが必要とされている。</p>	<p>農林漁業体験民宿業の場合は、すでに通知により施設基準の許可要件等につき弾力的運用を行うよう示されているところ、さらなる規制緩和が必要か否かについて検討が必要。</p>	<p>食品衛生法</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>民泊における施設基準【大社】</p>	<p>旅館業法上、民泊についても通常の旅館と同様の施設基準が適用される。</p>	<p>農林漁業体験民宿業の場合は、すでに一定の規制緩和が図られているところ、さらなる規制緩和が必要か否かについて検討が必要。</p>	<p>旅館業法</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>シフト制の柔軟化【大上】</p>	<p>法定労働時間は、1週40時間、1日8時間を原則とするが、「1箇月単位の変形労働時間制」として、業務の繁閑等に対応するために認められる例外が規定されている。 要件としては、変形期間の開始前に当該変形期間における各日、各週の労働時間をあらかじめ具体的に定めなければならないとされている。 なお、小売業、旅館、料理店及び飲食店の事業であって、常時使用する労働者の数が30人未満のものについて、1週間単位の非定型的変形労働時間制を採用した場合、原則として前週末までに翌週の各日の労働時間を定めることができる。</p>	<p>従業員に対して事前に通知したシフトを柔軟に変更することができないため、産業としての競争力が向上しない。</p>	<p>労働基準法</p>	<p>厚生労働省</p>



<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>森林の維持管理【大社】</p>	<p>森林計画制度に基づく伐採・植栽の届出・命令、施業の勧告や保安林制度に基づく皆伐の許可・植栽の義務を課している。</p>	<p>森林の整備に対する行政の強制力が低く、各地の森は人が入れないような森になってきている。</p>	<p>森林の維持管理に関する法律</p>	<p>農林水産省</p>
<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>農業体験のための農地の取得【大社】</p>	<p>農地の取得には、農業委員会又は都道府県知事の許可が必要で、過去の耕作実績などが許可要件とされている。</p>	<p>容易に農地を取得できないことが、エコツアー等の実施に当たって障壁となっている。 なお、営利目的としない場合には、市民農園としてより簡便な方法で農地を取得することができる。</p>	<p>農地法</p>	<p>農林水産省</p>
<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>スキー場の原状回復義務【星野】</p>	<p>国立公園等については、自然公園法において、環境大臣の原状回復命令が規定されている。 また、条例により原状回復命令を定めている自治体がある。</p>	<p>経営が悪化したスキー場であっても、原状回復コストが高いために事業から撤退できず、結果として民業を圧迫している場合がある。</p>	<p>自然公園法 条例</p>	<p>環境省</p>
<p>創意工夫を活かした観光地づくりのための規制緩和等</p>	<p>自然公園等への立入り規制【大社】</p>	<p>自然公園法に基づき立入りが規制されている場合のほか、マナー啓発として利用者へ立入りの禁止などを呼びかけている場合などがある。</p>	<p>自然公園を魅力ある観光資源として有効活用するため、一定のコントロール下で柔軟に立ち入ることを可能とすべきである。</p>	<p>自然公園法</p>	<p>環境省</p>

## 航空分野 規制改革検討リスト（成長戦略上の課題リスト）

分野	項目	制度の現状	成長戦略上の課題	関係法令	関係省庁
日本の空を世界へ、アジアへ開く(徹底的なオープンスカイの推進)	国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーターにかかる制限の撤廃【大上、中条】	需給逼迫などの限られた条件でのみフォワーダーチャーターは認められている。さらに外国航空会社においては、他の定期便では対応できない事実を届け出る必要がある。	競争的でユーザーニーズに適合した航空貨物サービスを通達で規制している状況を改善すべき。	通達	国土交通省
日本の空を世界へ、アジアへ開く(徹底的なオープンスカイの推進)	チャーター便の許可基準の緩和【中条】	オウンユースチャーターについての許可に時間がかかる		通達	国土交通省
日本の空を世界へ、アジアへ開く(徹底的なオープンスカイの推進)	機内携帯電話の使用【坂村】	日本国内では航空法および告示にて安全阻害行為として全面的に禁じられている。 なお、航空機内の基地局設置について、電波法令の改正及び航空法令上の確認が必要である。	欧州では航空法令上の装置搭載承認が実施され、また、電波法令上の要件は既に確立されており、安全上の課題は解決されている。日本においても規制撤廃、制度新設により、イコールフットイングを実現し、利用者利便性の向上を図ることが望ましい。	航空法 告示 電波法	国土交通省 総務省
首都圏の都市間競争力アップにつながる羽田・成田強化	羽田空港国際線の就航先制限の撤廃【大上】	昼間時間帯は、近距離アジア路線のみ就航が可能となっている。	利用者利便、事業者の自由な路線参入を考えた場合、いつでもどこへでも就航出来る必要がある。	閣議決定	国土交通省

首都圏の都市間競争力アップにつながる羽田・成田強化	羽田空港発着枠の国内・国際制限の撤廃【大上】	発着枠の配分が、国際線用、国内線用と区別されている。	航空事業者の自由な路線参入や撤退の阻害要因となる。	閣議決定	国土交通省
首都圏の都市間競争力アップにつながる羽田・成田強化	公用機枠の開放【大上】	羽田空港を使用する必然性が低い公用機が羽田発着枠を保有している。	貴重な羽田の発着枠の有効活用を図る必要がある。	通達	国土交通省
首都圏の都市間競争力アップにつながる羽田・成田強化	発着枠の拡大【大上】	羽田空港における飛行ルートや管制方式などには制約が多く、既存インフラの最大有効活用の余地がある。	既存インフラの徹底的な活用のためにも、関係自治体や米軍などとも積極的な議論が必要。		国土交通省 外務省
真に必要な航空ネットワークの維持	事業者の路線参入・撤退の自由化【大上】	羽田発着路線における1便ルール、3便ルールなどによる路線参入、撤退の制約がある。	路線参入や撤退に関する自由度を高める必要がある。	通達	国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	旅客在機中給油の取り扱い【大上】	原則として行わないこととなっている。	安全上必要な措置を講じた場合は、機材回転率が向上し、効率的な事業運営が可能となる旅客在機中の燃料給油を可能とする必要がある。	通達	国土交通省

LCC参入促進による利用者メリット拡大	内航機／外航機の取り扱い【大上】	国内線運航便と国際線運航便との変更手続きに時間がかかるため、効率的な機材活用に支障がでる。	機材回転率が向上し、効率的な事業運営が可能となるため、手続きの簡素化が必要である。	関税法	財務省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	運航乗務員資格取得手続き効率化【大上】	現状右記ができていない。	ICAO条約締約国発行の操縦士資格証明を有するものに対する実地試験の免除や技能証明書の発行迅速化など事業立ち上げ、拡大の効率化が可能な仕組みが必要。	航空法	国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	チャーター便のIT販売比率の撤廃【大上】	個人旅客への販売が、座席数の半分に制限されている。	自由な販売により、柔軟な運賃設定が可能となる。	通達	国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	本邦航空事業者に対する外資規制の見直し【大上、中条】	3分の1までの資本構成に制限されている。	今後の運輸権(第5の自由や第7の自由)の拡大や、各国とのオープンスカイ拡大も見据えての議論が必要。	航空法	国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	カポタージュ制限の撤廃【中条】	外国航空会社の国内運航禁止		国際民間航空条約 航空法	国土交通省

LCC参入促進による利用者メリット拡大	整備方式の見直し【大上】	レター整備(A整備やC整備などの定時整備)の概念が無い機体(B777以降、B737-600/700/800など)に対しても定時整備を行っている。	短時間の駐機中に分割して必要な整備を行えるため、長期間の機体控除が不要となり、機体回転率の向上が可能となる。	航空法施行規則	国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	ETOPSの効率的展開【大上】	ETOPS(長距離進出運航、Extended Range Operations with Two-Engine Airplanes)が必要な新機種を使用した路線展開には、原則として1年~2年は必要となっている。	航空事業者の効率的な事業展開の阻害要因となっている。	通達	国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	打刻の廃止【大上】	新規登録した航空機には打刻(国籍、登録記号などを構造部材に記入)を行わなければならない。	日本独特の規制であり、廃止しても支障はない。	航空法	国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	機長の範囲見直し【大上】	航空事業者の査察操縦士が認定・審査実施できる「機長の範囲」が定められており、機長昇格については航空局審査官が審査を行う形態となっている。	諸外国では認められており、航空事業者の効率的な事業展開の阻害要因となる。	通達	国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	加齢乗員の健康診断【大上】	加齢乗員の健康診断には一般乗員と違い、多岐にわたる付加検査が義務付けられている。	国際標準(ICAO基準)にない付加検査であり、廃止しても支障はない。	通達	国土交通省

LCC参入促進による利用者メリット拡大	加齢乗員の互乗運航【大上】	加齢乗員は1名までとなっている。	国内線については、2名の加齢乗員での運航を可能とすることの合理性が認められる。	通達	国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	MPL導入【大上】	右記の早期実現	MPL(Multi-crew Pilot Licence、航空運送事業の副操縦士に限定した新たな技能証明)の導入により、乗員の訓練期間短縮、訓練施設の集約などが可能となる。	航空法	国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	予備品証明みなし制度の拡充、制度自体の見直し【大上】	FAA/EASAなどの有効な証明書が有っても、重要装備品の場合日本の予備品証明検査または国による検査が必要となっている。	日本独特の制度であり、各国基準での安全性確保を認める必要がある。	航空法	国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	整備士資格養成【大上】	有資格整備士による個人確認から認定事業場による組織確認に変更しているにもかかわらず、個人の資格取得に国が大きく関与している。	国は事業者の訓練施設の能力など仕組みの審査・認可を行い、整備士の育成・資格審査・付与などは事業者に委任するなど事業者側に責任と権限を移行する方が合理的である。	航空法	国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	定例整備区分の見直し【大上】	定例整備の時間設定に航空事業者の自由度がなく、整備経験に基づく合理的、効率的な整備機会の適正化が行えない。	航空事業者の整備経験を有効活用することと、時間設定の延長が出来ればコスト削減につながる。	航空法施行規則	国土交通省

LCC参入促進による利用者メリット拡大	飛行間点検が不要な機種の取り扱い【大上】	飛行間点検が不要な機種について、航空安全基準アップデートプログラム(2008年3月26日)で通達改正するとしていたが、改正できておらず、口頭指導により点検を事業者に求め続けている。	低コスト事業運営のためにも効率的な体制が必要。	航空法施行規則	国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	ETOPS路線の変更承認手続【大上】	承認を受けている最大時間の範囲内におけるチャーターを含む新規路線運航の都度、申請が必要で承認まで1カ月程度必要となっている。	特にチャーター運航などの利用者ニーズにタイムリーに応えることが困難である。	通達	国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	航空機売却時の耐空証明検査の簡素化【大上】	現に有効な耐空証明を維持しているにもかかわらず、耐空証明を取得もしくは更新する場合と同等の検査(書類検査・地上試験・飛行試験)が必要。	航空事業者の効率的な事業運営の阻害要因となる。	航空法施行規則	国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	新造機空輸の迅速化【大上】	新造機を空輸して日本に持ってくるに際し、航空機登録証明書・耐空証明書などの原本が必要で、その書類を日本から運んでいる。	証明書の写しでの空輸や在外公館による証明書の発給などにより新造機を早く稼働させることが可能となる。	航空法	国土交通省 外務省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	承認代行制度の導入【大上】	米国FAAでは、FAA担当官が全てを確認する非効率性を避けるため、代行制度(DER,DMIR,DARなどの資格)があり、承認行為がスムーズに行われているが、日本にそういった制度がない。	航空局の業務量軽減にもつながる一方、航空事業者側も効率的な事業運営が可能となるため、代行制度の創設が望ましい。		国土交通省

LCC参入促進による利用者メリット拡大	追加型式証明取得の簡素化【大上】	STC(追加型式証明)取得時、機体製造国のSTC取得後、重複した検査も含めて日本国のSTC検査を実施している。	機体製造国と日本国の検査を並行で行えないことや二重検査の非効率が発生している。	航空法	国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	米国との航空安全に関する二国間取極(BASA:Bilateral Aviation Safety Agreement)の推進【大上、中条】	2009年4月に米国との間で本体協定及び耐空性の実施取り決めまでは締結している。	その他の航空安全分野(ライセンス、整備施設、模擬飛行装置など)の相互承認の早期締結が必要。	航空法	国土交通省 外務省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	先進・新規技術の積極的活用【大上】	GBAS(Ground Based Augmentation System)を利用した運航方式(ILSIに代わるGLS(=GBASを利用した進入方式)による精密進入方式)の導入について検討中。	安全性の向上、就航率の向上、効率的な無線施設のため現行よりも維持補修費が低減可能などのメリットあり。		国土交通省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	航空法と電波法の関係の整理【大上】	航空機の安全性は航空法で担保されているにもかかわらず、電波法で必要とされる検査や規制が存在する。	航空法と電波法の二重規制となっており、効率的な事業運営の阻害要因となっている。	航空法 電波法	国土交通省 総務省
LCC参入促進による利用者メリット拡大	航空法と航空機製造事業法の関係の整理【大上】	受託整備には航空法に加え、航空機製造事業法も適用されている。	航空法と航空機製造事業法の二重規制となっており、効率的な事業運営の阻害要因となっている。	航空法 航空機製造事業法	国土交通省 経済産業省



LCC参入促進による利用者メリット拡大	航空機の防除雪氷作業の取扱の明確化【大上】	「航空安全基準アップデートプログラム」(2008年3月26日)で2008年秋ごろ 通達制定未だ制定されておらず、当該作業の航空法上の取扱いが不明確となっている。	国際基準に照らして航空法上での取扱いを決める必要がある。	通達	国土交通省
---------------------	-----------------------	---	------------------------------	----	-------

## 国際展開・官民連携分野 規制改革検討リスト（成長戦略上の課題リスト）

分野	項目	制度の現状	成長戦略上の課題	関係法令	関係省庁
政府による金融支援の制度整備	JBICの先進国向け投資金融制度の適用拡大	原子力による発電及び高速鉄道に関する事業以外は、JBICの投資金融の適用は開発途上地域のみに限定。 (高速鉄道に関する事業に適用を拡大する政令改正は4月23日閣議決定予定)	インフラ整備事業等をパッケージで海外展開していくに当たっては、巨額・長期の資金が必要となるケースが多く、民間金融機関のみでのファイナンスの組成を図ることが困難であることから、民業補完の原則を維持しつつ、JBICによる投資金融制度を積極的に活用することが必要である	株式会社日本政策金融公庫法施行令	財務省 JBIC 等
政府による金融支援の制度整備	JICA海外投融資の再開	2001年12月の特殊法人等整理合理化計画に基づき、旧JBICの海外投融資は新規供与を運用上行わないこととなった。その後、海外投融資はJBICからJICAに継承されている。	インフラ整備事業等をパッケージで海外展開していくに当たっては、巨額・長期の資金が必要となるケースが多いが、開発途上国ではプロジェクトのリスクが高く、民間金融機関からの投融資が受けにくいいため、JICAによる海外投融資制度を活用する必要がある。	閣議決定による制約	財務省 外務省 経産省 JICA
PPP/PFIにおける公務員の民間への出向の円滑化	公務員の出向	公務員の派遣先や期間に制限があり、民間に移行した後の事業に参画できない。	公務員の身分のままでのPPP/PFI事業者への派遣に制限があり、事業ノウハウの民間への移転や公共セクターの効率化が進みにくい。	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律等	総務省 等
新たなPPP/PFI事業に適合した調達手続きの設定	発注者と事業者の交渉	現行法令上、発注者と事業者との交渉は、原則として行うことができない。	PPP/PFIの調達手続きとして、事業者との交渉手続きや既存案件も含めた事業実施までの手続きが明確に位置づけられておらず、事業者からの事業条件・規制緩和要望を反映しにくく、国民目線のサービスを実現しにくい。	会計法 地方自治法	財務省 総務省

分野	項目	制度の現状	成長戦略上の課題	関係法令	関係省庁
新たなPPP/PFI事業に適合した調達手続きの設定	投資持分の売却	既存のPFI事業において、初期投資家が持分を持ち続けることが求められている。	PPP/PFI事業の投資持分の第三者売却を認める前提での仕組みがないため、多様な投資家の参加が進まない。	会計法 地方自治法 ガイドライン	財務省 総務省 内閣府
コンセッション方式の導入	公物管理権の民間への部分開放	民間事業者による、施設の建設・維持管理、サービスや料金等の設定について自由度が不足している。	民間事業者の提案、ニーズに対応した個別の公物管理権に関する検討を進める必要がある。	PFI法 公物管理関連法	内閣府 国土交通省
港湾経営の民営化等	港湾経営の民営化	公共埠頭の一部については、その運営に民間資金の活用が図られているが、公共埠頭全体の運営に民間の視点を十分に取り入れ、効率的な運営が図れる制度となっていない。	港湾の国際競争力の強化に向け、公設民営などによる民間の視点を取り込んだ港湾の効率的運営を実施する必要がある。	港湾法 等	国土交通省
老朽化したインフラへの対応等	道路空間のオープン化	立体道路制度の対象や道路占用制度に制約があることから、道路の上部空間や高架下等の民間開放が進んでいない。	既存道路の上下空間の民間開放による開発利益を活用した道路の整備・管理が進みにくい。	道路法 等	国土交通省
行政財産の商業利用	河川空間のオープン化	河川敷地占用許可基準により、占用主体、占用施設が規制されている。	民間事業者が河川敷にオープンカフェやキャンプ場を設置することができる区域が指定されており、賑わいや新たなビジネスチャンスの創出を図る場所が限定されている。	河川法	国土交通省
行政財産の商業利用	地下街の整備促進	官民が連携して地下街を整備する場合、地方公共団体に対する国の補助対象が、明確に周知されていなかった。	地下街整備を進めるため補助対象を明確化するともに、事業主体である地方公共団体等に対し情報提供等の技術的支援を行う必要がある。	運用・実務上の問題	国土交通省

分野	項目	制度の現状	成長戦略上の課題	関係法令	関係省庁
行政財産の商業利用	交通結節点の整備促進	駅前広場の上空空間を活用した、自由通路、駅前広場、駅ビル等の整備が、事業者間(地方自治体、道路管理者、鉄道事業者、民間事業者等)の調整が難しく進んでいない。	駅前広場の上空空間の活用をすすめるため、計画の策定、費用負担等の事業者間の調整が等に資するガイドラインを作成し、事業主体である地方公共団体等に情報提供等の技術的支援を行う必要がある。	運用・実務上の問題	国土交通省
行政財産の商業利用	交通結節点の整備促進	民間事業者が鉄道上空を利用する場合、民間事業者と鉄道事業者が締結した協定が、将来民間事業者が変わった場合に、新たな民間事業者に協定の内容が継承される制度がない。	協定が継承される制度が必要。	制度設計にあわせて検討	国土交通省
行政財産の商業利用	都市公園における民間事業者の活用	都市公園における民間事業者の活用方法に関する、設置管理許可制度、指定管理者制度、PFI法による事業について、制度の活用手法が十分に周知されていないこと等により民間事業者の活用が十分に進んでいない。	民間事業者を活用し、公園の魅力向上や整備・維持管理コストの縮減が図られるよう、制度の活用に関する情報提供等の技術的支援を行う必要がある。	運用・実務上の問題	国土交通省
行政財産の商業利用	小水力発電の普及促進	小水力発電の許可手続きである、水利使用の許可に必要な技術的基準が明確でない。	水利使用の許可に必要な技術的基準を明確化する技術マニュアルを作成する必要がある。	運用・実務上の問題	国土交通省
行政財産の商業利用	クリーンエネルギー発電の導入推進	民間事業者による河川・道路区域を活用したクリーンエネルギー発電が行われておらず、国は電気事業者から電気を購入している。	電気料金の縮減を図るため、道路や河川の区域を民間事業者に貸与し、クリーンエネルギー発電施設の設置を推進する必要がある。	運用・実務上の問題	国土交通省

分野	項目	制度の現状	成長戦略上の課題	関係法令	関係省庁
行政財産の商業利用	光ファイバネットワークの整備・管理における民間事業者の活用	公共施設管理用の光ファイバネットワーク装置に係る費用は官がすべて負担している。	光ファイバネットワークの伝送容量の一部を民間事業者を利用させ、装置の更新費用の一部を民間事業者負担させ、更新費用の縮減を図る必要がある。	運用・実務上の問題	国土交通省
行政財産の商業利用	電線共同溝・道路管理ケーブルの管理・整備	現在、電線共同溝・道路管理ケーブル等については、官が、電線共同溝、道路管理ケーブルを整備・管理し、民間が、民間の電線類、地上機器を整備・管理している。	民間事業者のノウハウを活用するため、電線共同溝、道路管理ケーブルの民間事業者による一元的な整備・管理をパイロット事業として事業化する必要がある。	運用・実務上の問題	国土交通省

## 住宅・都市分野 規制改革検討リスト（成長戦略上の課題リスト）

分野	項目	制度の現状	成長戦略上の課題	関係法令	関係省庁
世界都市東京をはじめとする大都市の国際競争力の強化	各種規制緩和等を行う国際競争拠点特区(仮称)の設定	現行の都市再生緊急整備地域は、容積率等の都市計画制限以外の規制緩和措置が存しない。また、テナント等に係る税制支援措置が存しない。	国際競争力強化の拠点となる地区においては、経済活動等に関する各種法律・制度の大胆な規制緩和が求められている。また、税制支援対象の拡大や支援内容の充実が経済団体から要望されている。	都市再生特別措置法等	都市再生本部、全省庁
世界都市東京をはじめとする大都市の国際競争力の強化	幅広い環境貢献措置を評価した容積率の緩和	容積率の特例制度は、主として当該敷地内における空地確保等市街地環境の向上に資する取組を評価して、地域内で一律的に定められている容積率をベースとして緩和している。	大都市枢要拠点の整備の推進を図るため、民間の意欲を引き出す仕掛けとして、民間事業者による幅広い環境貢献の取組を評価して容積率を緩和するなどの柔軟な対応が求められている。	都市計画法等(運用・実務上の問題)	国土交通省
世界都市東京をはじめとする大都市の国際競争力の強化	大街区化の推進	大都市において敷地・街区が細分化されており、有効利用が図られていない。	都市機能を強化するためには、細分化された敷地・街区を集約・整形して一体的敷地として活用する必要がある。	運用・実務上の問題	国土交通省
新たな担い手による自発的・戦略的な地域・まちづくりの促進	官民連携による戦略的な地域づくりを促す仕組みの構築(広域レベル)	地域計画の多くは行政が関係機関と調整して策定しており、①計画内容が総花的で対外的な魅力がない、②実行が各府省毎(縦割り)・行政界毎(横割り)、③実施主体の責任と権限が不明確等の問題により、思うように進んでいない。	広域のかつ府省横断的な取組に関する自発的な地域戦略を地域が自由に(縦割り・横割りを超えて)提案でき、提案の実行を後押しする規制緩和等の特例措置を付与する仕組みが必要である。	法律 条例	全府省庁 地方公共団体
新たな担い手による自発的・戦略的な地域・まちづくりの促進	「新しい公共」の考え方を踏まえた官民協働によるコミュニティレベルの地域づくりの促進	「新しい公共」の担い手については、①社会的認知が進まない、②経営資源(人、モノ、資金、情報)の調達が困難等の課題を抱えており、地域づくり活動を思うように進められない場合が多い。	「新しい公共」の担い手による地域づくりを活性化するには、「新しい公共」の考え方に即した地域づくり活動を提案したNPO等を地方公共団体が認定し、規制緩和や財政支援等を行う仕組みが必要である。	条例	地方公共団体

新たな担い手による自発的・戦略的な地域・まちづくりの促進	民間の公的な貢献の程度に見合った容積率の緩和	容積率の特例制度は、主として当該敷地内における市街地環境の向上に資する取組を評価して、地域内で一律的に定められている容積率をベースとして緩和している。	まちの管理・リニューアル等への民間の一層の参画を促すため、民間の公的な貢献の程度に応じた容積率の緩和を行うなどのインセンティブの付与が求められている。	都市計画法等 (運用・実務上の問題)	国土交通省
新たな担い手による自発的・戦略的な地域・まちづくりの促進	公共空間における収益施設の設置等に係る規制緩和	公共空間において、民間事業者が収益施設を設置しようとする場合、公共団体の運用として公平性等の観点を重視しすぎて設置が認められない場合がある。	オープンカフェ等まちの賑わいに資する施設に加え、通信施設やICT施設、エネルギー施設等都市に必要な新しい公益施設等の効率的な整備及び維持管理のための有効利用、立体的な利用が求められている。	運用・実務上の問題	国土交通省
新たな担い手による自発的・戦略的な地域・まちづくりの促進	国・公有地の無償又は減額での提供等	国有地等の無償・減額貸付等は法律に規定されている。	民間開発やエリアマネジメントを促進するため、民間事業者が国・公有地を活用しやすくすることが求められている。	国有財産法、国有財産特別措置法、地方自治法	財務省、総務省
まちなか居住・コンパクトシティへの誘導	郊外の新市街地開発型事業の抑制	減少傾向にあるものの、郊外において依然として市街地が拡大している地域がある。	人と環境にやさしいまちなか居住・コンパクトシティを実現するため、市街地の拡大を前提とした制度や計画を見直す必要がある。	都市計画法等	国土交通省
まちなか居住・コンパクトシティへの誘導	下水処理施設の改築・省スペース化により生じる敷地の有効利用方針を国が策定	下水処理場等空間の有効利用が十分進んでいない。	下水処理場等の老朽化が進む中、下水処理施設の改築と併せた処理場空間の有効利用が求められている。	運用・実務上の問題	国土交通省
まちなか居住・コンパクトシティへの誘導	人が多く集まる駅前広場の立体的利用を可能とする手法等の提示	駅前広場は平面的土地利用を前提とした計画になっており、上空の民間利用が十分進んでいない。	駅と建築物の接続等、利便性の高い交通結節点の整備や街の賑わいの創出のため、立体的な利用が求められている。	運用・実務上の問題	国土交通省

まちなか居住・コンパクトシティへの誘導	下水管の未処理下水熱の民間開放	下水道法上、下水管に物件を設けることができる場合は限られており、民間事業者が未処理下水の熱利用のための物件を設けることはできない。	民間投資の活性化、未利用エネルギーの有効利用のため、下水熱の有効利用が求められている。	下水道法	国土交通省 経済産業省
住宅市場の活性化	マンションの改修の決議要件等の見直し	耐震改修等の大規模な改修を決議するためには、区分所有者及び議決権の3/4以上の議決が必要であり、専有部分の面積変更等の特別の影響がある場合には、当該専有部分所有者の承諾が必要となる。	旧耐震基準で建設されたマンション等において、耐震改修について、3/4以上の賛同等が得られず、決議が成立するまでに時間を要している事例があり、見直しが必要である。	建物の区分所有等に関する法律	法務省 (所管省庁)
住宅市場の活性化	マンションの建替えの決議要件等の見直し	建替えを決議するためには、区分所有者及び議決権の4/5以上の決議が必要であるとされている。また、団地の建替え決議においても、特別多数の決議が必要であるとされている。さらに、建替え決議があった場合においても、借家人の立退きには借地借家法の正当事由が必要とされている。	老朽化したマンションや団地の建替えにあたり、建替え決議要件を満たすのに難航し、建替え計画がとん挫したり、決議が成立するまでに時間を要している事例がある。また、建替え決議がなされても、立退きに際し借家人から多額の立退料を要求され、建替えを遅延させないために要求に応じざるを得なかった事例があり、これらの要件等の見直しが必要である。	建物の区分所有等に関する法律、 借地借家法	法務省 (所管省庁)
住宅市場の活性化	建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化、厳罰化の観点からの建築基準法の見直しの検討	平成17年11月に発覚した構造計算書偽装問題の再発を防止するため、構造計算適合性判定の導入、建築確認の審査期間の延長等の建築確認・検査の厳格化を内容とした建築基準法等の一部改正が行われた。(平成19年6月20日施行)	平成19年の建築基準法改正以降、建築確認手続き等の円滑化に向けた様々な取組を行っているものの、まだ時間がかかり、かつ煩雑であるとの声がある。	建築基準法	国土交通省
急増する高齢者の安心で自立可能な住まいの確保	見守りなどのサービス付き高齢者賃貸住宅の供給	高齢者専用賃貸住宅(高専賃)において、一定の水準のサービスが確実に行われるような仕組み等が整備されていない。	高齢者が安心して暮らせる住まいの供給促進のため、サービス付き高齢者住宅の入居者保護や不良事業者排除のための方策を導入する必要がある。	高齢者の居住の安定確保に関する法律、老人福祉法等	厚生労働省 国土交通省



環境に優しい住宅・建築物整備	大規模建築物に係る省エネ基準強化、住宅・建築物の新築・改修に対する規制強化	エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき床面積300㎡以上の住宅・建築物の新築・増改築等の際に建築主等は所管行政庁に省エネ措置を届け出ることとされており、当該措置が省エネ基準に照らして著しく不十分な場合は指示及びその指示に従わなかった場合は公表・命令の対象となる。	「家庭部門」(住宅)及び「業務その他部門」(ビル)のCO2排出量は3割超を占め、2008年度CO2排出量は1990年比でそれぞれ約4割増と大幅に増加しており、両部門における削減が急務である。現行の省エネ基準(平成11年策定)への適合率は、新築住宅は1～2割程度と未だに低い状況の中で、規制及び支援の強化が必要である。	エネルギーの使用の合理化に関する法律	国土交通省 経済産業省
環境に優しい住宅・建築物整備	大規模な木造建築物の建設促進	不特定多数が利用する3階建て以上の建築物、延べ面積3,000㎡を超える建築物は、火災時の安全性の観点から、その主要構造部を耐火構造とすることが必要とされている。	大規模な木造建築物は、部材レベルでの工夫等を行うことで建設可能ではあるが、高コストである等の課題が存在する。このため、大規模な木造建築物の建設促進に向けた調査研究が必要である。	建築基準法	国土交通省
環境に優しい住宅・建築物整備	木造密集市街地における住宅等の建替え	建築物については、幅員4m以上の道路に接道しなければならないとされている。	木造密集市街地においては、前面道路幅員が狭いこと等により接道条件を満たさない等の課題があるが、建築基準法上、緩和措置が存在しているところ。しかし、これらの緩和措置が十分に活用されていない。	建築基準法	国土交通省
環境に優しい住宅・建築物整備	老朽化したオフィスビル等の建替え	敷地内に一定以上の規模の空地进行を有する建築物について、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、容積率の特例等を認める総合設計制度等の活用が可能。	大都市圏のオフィスストック等については、老朽化したビルや小規模なビルが多く、これらの建物の建替えを促進するため、環境配慮(高度な省エネ、緑化等を施した)ビル等に対する容積率の緩和等が求められている。	建築基準法	国土交通省